

障害者の権利に関する条約の国会提出に関する申し入れ

2009年3月2日

民主党障がい者政策プロジェクトチーム座長 谷博之

2007年9月に日本政府が署名し、2008年5月に発効した障害者の権利に関する条約(仮称)について、外務省はこの3月上旬にも批准のための国会提出を予定していると聞いている。障がい当事者が待ち望んでいるこの条約を批准することに私たち民主党はもちろん反対するものではない。しかし現状では障害者基本法をはじめとする国内法の整備の目途が全くついておらず、このままこの国会で承認することで国内法の整備がおざなりになるのではないかと、深く危惧している。

また条約の国会提出にあたっては、その公定訳を確定し、それを附属資料として国会提出を閣議決定することが前提となるが、「inclusive」であるとか「deafblind」といった新たな概念についての日本語訳についての議論が不十分であることも重大な問題である。

外務省はこの条約の仮訳文を公表して以来、障がい当事者団体との意見交換を行い、その意見を反映した公定訳を策定中としているが、今日に至るまで、どの程度まで意見が反映された訳文案になっているか、私たち民主党はおろか、国連障害者の権利条約推進議員連盟や、国連における議論の段階から深く関わってきた障がい当事者団体にさえ、きちんとした説明が全くなされていない。

「inclusive」であるとか「deafblind」といった新たな概念についての日本語訳は、条約承認の国会審議に重要な意味を持つものであり、かつ、今後の国内施策に大きな影響を与えるものであり、障がい当事者団体は、これまでたびたび外務省に仮訳の修正を要望しているが、外務省は明確な返答を避けたままである。

そこで民主党障がい者政策プロジェクトチームは、外務大臣に対し、障害者の権利に関する条約(仮称)について下記のことを早急に実施するよう、申し入れる。

1. 外務省は、障害者権利条約の国会提出を閣議にかける前に、同条約の公定訳の草案を公開し、障がい当事者団体等と十分な協議時間を持ち、訳文中で議論となっている字句について、十分な合意形成を図るべきである。
2. 外務省は、同条約の国会提出のための閣議決定をやみくもに急がず、関係省庁と協力して、条約の規定に沿った障害者基本法の抜本改正、障害者差別禁止法の制定、司法へのアクセス確保、原則インクルーシブ教育制度への転換、政府から独立したモニタリング機関の設置をはじめとする国内法の整備の具体的目途を明確に示してから、国会承認を求めるべきである。

以上